

国際司法裁判所勧告的意見の気候訴訟への影響

ながれ

明日香 壽川 (あすか じゅせん/東北大学 環境科学研究科 特任教授・名誉教授)

2025年7月23日、オランダ・ハーグにある国際司法裁判所（ICJ）は、気候変動に関する国家の義務および義務違反の法的帰結に関する勧告的意見（以下、ICJ勧告的意見）を発表した（ICJ 2025）。このICJ勧告的意見は、ハーグを舞台に、各国政府関係者、世界中の法学者、市民社会が活発に関与した2年間にわたるプロセスの集大成であり、発表の場には国連総会議長や各国代表が出席し、世界各都市でライブ配信された。

ICJ勧告的意見は、結果的に日本政府のほぼ全ての主張および日本のこれまでの気候訴訟の判決を否定した。多くの市民団体や法律家グループは、「ゲーム・チェンジャー」などの表現で極めて好意的に受け止めており、国や企業の不法行為を問う気候訴訟が世界中で増大すると予想される。

本稿では、このICJ勧告的意見が、今後の日本での気候訴訟に与える影響について4つの論点ごとに述べる。

①原告適格

これまでの日本での気候訴訟において、国や企業を相手取った原告は、「人が安定した気候を享受する権利は人権であり、それが侵害された場合は人権侵害にあたる」と主張してきた。しかし、日本の裁判所はこのような考え方を否定し、気候変動による被害を人権侵害と認めず、ゆえに原告適格も認めなかった（日本では、環境保全の利益を守るために、環境団体等が裁判を起こすことも認められていない）。

実際に、2017年に筆者が関わった仙台での石炭火力発電所差止訴訟では、裁判長に

よって、気候変動問題は最初から争点から外され、大気汚染問題のみが争点となった。

しかし、今回のICJ勧告的意見は、気候変動の被害を受けることは人権問題であり、「清潔で健康的で持続可能な環境への権利」が、基本的人権を実効的に享受するための不可欠な前提として、気候変動の被害を受けない権利を他の基本的人権とも結びつけた。したがって、今後は気候訴訟において原告不適格という判断を裁判官が下すのは困難になると思われる。また、ICJ勧告的意見は、責任不履行や不法行為の法的帰結として、賠償の可能性についても示した。

②温室効果ガス排出削減数値目標（NDC）

の野心度

現在、日本の環境法律家などによって、日本政府を被告とする気候訴訟が計画されている。重要な論点の一つとなると予想されるのは、「日本政府のNDCがパリ協定の1.5℃目標と整合しているかどうか？」である。この問題は、実質的には「世界全体のカーボン・バジェットの各国への分配問題」と言い得る。これまで日本政府は、カーボン・バジェットの分配に関する国際的な指標やルールは存在せず、NDCは国家の裁量で勝手に決められると主張してきた。しかし、ICJ勧告的意見は、国家に絶対的な裁量権はなく、かつ分配の指標として、共通だが差異のある責任と能力、公平性、蓄積・歴史的排出量、一人あたり排出量、発展段階、予防原則などを考慮するべきとした。

具体的に日本の文脈で述べると、2024年後半から2025年年初にかけての日本のNDC

(2035目標) 策定プロセスにおいて、日本政府は3つの温室効果ガス排出経路を提示し、いずれも1.5℃目標に沿っていると「勝手に」主張し、一部の審議会委員は、その根拠として世界全体のカーボン・バジェットを「限界削減コスト均等」で日本に分配すると1.5℃目標に沿っていることになることを主張した。ICJ勧告的意見によって、これらの主張はすべて否定あるいは無効化されたことになる。

③化石燃料補助金

日本政府は、容量市場や長期脱炭素電源オークションと呼ばれる制度を導入している。しかし、これらによって大規模火力電源へ多額の補助金が渡っている。国際エネルギー機関(IEA)が「1.5℃目標達成には、先進国は2035年までに化石燃料発電を廃止する必要がある」とする中、ICJ勧告的意見は、化石燃料発電への補助金などを国際的な不法行為と位置付けた。これは日本の政策の不法行為性が示されたことを意味する。

④被害・加害の立証

訴訟においては、一般的に、賠償責任などを伴う被害・加害関係を具体的に被害者側が立証する義務がある。これは気候変動問題のような排出源が多岐に渡り、かつ将来にもわたる因果関係の決定が容易ではない問題に対しては高いハードルであった。このような中、ICJ勧告的意見は、気候変動被害と温室効果ガス排出の責任を「科学的」に明らかにするのは可能とした。

しかし、ここは少し弱いと言うか、少し曖昧な書き方をしているように筆者には思える。そうは言っても、ICJ勧告的意見は、前述のように「化石燃料の生産、化石燃料の消費、化石燃料炭素許可の付与、または化石燃

料の補助金供与」を国際法上の不法行為として明記しているのです。そのような事実と現在および歴史的排出量の大きさなどで、「科学的」に因果関係や責任を立証できる可能性がある。また、ICJ勧告的意見は、自国企業の排出を制限するのに十分に必要な規制措置をとっていない場合も国の不法行為と見做し、予防原則の重要性とともに未来世代への責任も明示的に示した。すなわち、様々な形で国や企業の責任を問う道筋(ロードマップ)をICJ勧告的意見は提供している。

以上のようなICJ勧告的意見に対して日本の司法がどのように反応するだろうか？日本の裁判官がしばしば却下理由とする「社会的通念として温暖化問題は深刻な問題にはなっていない」という認識は変わるのだろうか？

予断は許さないものの、気候変動対策および国際法遵守という二つの意味で好ましくないシナリオは、「単なる意見でしかない」「国際法を守らない国は他にもある」と日本の裁判所が開き直って、ICJ勧告的意見を無視することである。

しかし、世界では気候訴訟が増大し、国連の主要な司法機関であるICJの勧告的意見に沿った政策や判決が増えることは十分に予想される。そうなった場合、日本の裁判官が持つ「社会的通念」のガラパゴス化はますます加速し、国際法を無視する「無法者」というレッテルも貼られるだろう。今、歴史のどちら側にいるかが問われている。

<参考文献>

・ICJ (2025) Obligations of States in respect of Climate Change – The Court gives its Advisory Opinion and responds to the questions posed by the General Assembly, July 23, 2025.

<https://www.icj-cij.org/case/187>

気候ネットワークによる全文和訳は下記

https://kikonet.org/kiko/wp-content/uploads/2025/08/20250820_icj_advisoryopinion_kiko.pdf